

長期使用構造等確認の申請料金表

令和4年10月1日改定

(1)新築住宅

(税込金額 単位:円)

区分			金額	
住宅種別	申請種別	建築物の床面積の合計	一般	型式住宅部分等 製造者認証
一戸建ての住宅	単独で申請	100㎡以内	46,200	33,000
		100㎡超200㎡以内	51,700	36,300
		200㎡超500㎡以内	62,700	44,000
		500㎡超	見積りとする	見積りとする
共同住宅等 (長屋・併用住宅等を含む)	単独で申請	200㎡以内	132,000	93,500
		200㎡超500㎡以内	143,000	110,000
		500㎡超1,000㎡以内	198,000	143,000
		1,000㎡超2,000㎡以内	352,000	275,000
		2,000㎡超5,000㎡以内	594,000	440,000
		5,000㎡超10,000㎡以内	1,100,000	693,000
		10,000㎡超	見積りとする	見積りとする

※ 確認申請と同時の場合は10%引きとする。

※ 共同住宅等の上記料金は棟毎とし、住戸数の増減により変更することはありません。

※ 状況により、料金が改定になる場合があります。改定時にはHPにてお知らせします。

(参考)所管行政庁に申請する際、認定申請料が別途かかりますので、予め所管行政庁にご確認ください。

(2)既存住宅の増築・改築及び建築行為なし

■一戸建ての住宅

(税込金額 単位:円)

耐震性の審査が必要な場合	耐震性の審査が省略できる場合
99,000	71,500

※耐震性の審査が省略できる場合とは

耐震性に係るリフォーム・増改築の計画がなく、新築時の建設性能評価書の交付があり

耐震性の審査が省略できるものをいう。

※既存住宅の増築・改築(共同住宅等)の料金については、個別にお問合せ下さい。

※変更に係る審査料金は上記で算出された手数料の50%とする。

また、軽微変更該当証明の場合は上記で算出された手数料の30%とします。

ただし、変更(軽微変更を含む)依頼に係る物件の直前の適合証を当センターで交付したものに限りです。